

山梨県公報

号外第十九号

平成十五年

三月二十七日

木 曜 日

目 次

山梨県療育手帳交付規則	一
山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	一
山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	一
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則	二
平成十三年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則を廃止する規則	二
平成十三年度市町村分に係る地方特例交付金の額の算定に関する規則を廃止する規則	二

規 則

山梨県規則第二十九号

山梨県療育手帳交付規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

(目的)

第一条 この規則は、知的障害者に対し療育手帳を交付し、もって知的障害者に対する更正援護の円滑な実施に資することを目的とする。

第二条 療育手帳の交付を受けることができる者は、県内に居住地を有する知的障害者とする。

(交付の申請)

第三条 療育手帳の交付を受けようとする者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)は、療育

手帳交付申請書(第一号様式)に療育手帳の交付を受けようとする者の写真(申請前六月以内に撮影したものであって、縦の長さが四センチメートル、かつ、横の長さが三センチメートルのものに限る。)を添えて、知事に申請しなければならない。

(判定及び手帳の交付)

第四条 知事は、前条の規定による申請があったときは、障害者相談所(山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)第七条の規定により設置された山梨県障害者相談所をいう。)又は児童相談所(同条例第六条第一項の規定により設置された山梨県中央児童相談所及び山梨県都留児童相談所をいう。)に、知的障害の程度についての判定を行わせるものとする。

2 知事は、前項の判定の結果に基づき、療育手帳の交付を受けようとする者を知的障害者と認めるときは、療育手帳の交付の申請をした者に療育手帳を交付する旨を通知するとともに、当該知的障害者と認められた者に療育手帳(第二号様式)を交付するものとする。この場合において、知事は、療育手帳の交付を受けた者(以下「療育手帳被交付者」という。)の障害の程度を確認するためにその者が次に判定を受けるべき時期(第六条第一項及び第九条第二項において「再判定時期」という。)を指定することができる。

3 知事は、第一項の判定の結果に基づき、療育手帳の交付を受けようとする者を知的障害者と認めないときは、療育手帳の交付の申請をした者に、理由を付して、療育手帳を交付しない旨を通知するものとする。

(障害の程度等)

第五条 知事は、前条第一項の規定による判定の結果を、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める記号により、療育手帳に記載するものとする。

- 一 最重度又は重度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当する者 A 1
 - 二 最重度の知的障害を有する者(前号に掲げる者を除く。) A 2 a
 - 三 重度の知的障害を有する者(第一号に掲げる者を除く。) A 2 b
 - 四 中度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から三級までのいずれかに該当する者 A 3
 - 五 中度の知的障害を有する者(前号に掲げる者を除く。) B 1
 - 六 軽度の知的障害を有する者 B 2
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる者を重度知的障害者とする。

(障害の程度の再判定)

第六条 第四条第二項後段の規定により再判定時期を指定された者は、当該再判定時期までに障害の程度を確認するための再度の判定(以下この条及び第九条において「再

判定」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により再判定を受けよつとする者は、再判定申請書(第三号様式)により知事に申請しなければならない。

3 前二条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「療育手帳」とあるのは、「再判定の結果を記載した療育手帳」と読み替えるものとする。

(療育手帳の再交付)

第七条 療育手帳被交付者又はその保護者は、療育手帳を破り、汚し、又は失つたときは、療育手帳再交付申請書(第四号様式)により、知事に、療育手帳の再交付を申請することができる。この場合において、当該申請には、破り、又は汚した療育手帳を添えなければならない。

2 失つたことにより療育手帳の再交付を受けた者は、当該失つた療育手帳を発見したときは、速やかに、これを知事に返還しなければならない。

(居住地等の変更の届出)

第八条 療育手帳被交付者又はその保護者は、療育手帳被交付者が氏名、居住地若しくはその保護者を変更したとき又は保護者が氏名若しくは住所を変更したときは、速やかに、療育手帳を添えて、療育手帳記載事項変更届(第五号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、提出された療育手帳に当該届出に係る変更の内容を記載したつえ、当該届出を行った者に当該療育手帳を引き渡すものとする。

(療育手帳の返還)

第九条 療育手帳被交付者又はその保護者は、療育手帳被交付者が死亡したとき、再判定の結果に基づき知的障害者でないとか知事により認められたときその他療育手帳を必要としなくなったときは、速やかに、療育手帳を知事に返還しなければならない。

2 知事は、療育手帳被交付者が正当な理由がなく第四条第二項後段(第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により指定された再判定時期までに再判定を受けないときは、療育手帳被交付者に対し、理由を付して、療育手帳の返還を命ずることができる。

(譲渡等の禁止)

第十条 療育手帳被交付者は、療育手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

(療育手帳交付台帳)

第十一条 知事は、療育手帳交付台帳を備え、療育手帳の交付に関する事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に療育手帳の交付等を目的として知事に提出されている申請書、届出その他の書類は、この規則の相当する規定及び様式により提出されている申請書、届出その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に知事により交付されている療育手帳は、この規則の規定により交付された療育手帳とみなす。

第1号様式（第3条関係）

療育手帳交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

療育手帳の交付を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第3条の規定により申請します。

本人	フリガナ 氏名		居住地	(電話番号 - -)		
	生年月日	年月日	性別	男・女	職業	
保護者	フリガナ 氏名		住所	(電話番号 - -)		
	生年月日	年月日	本人との関係		職業	

第2号様式 (第4条関係)

(表紙)

療 育 手 帳

山 梨 県

13 センチメートル

9 センチメートル

(1 頁)

山梨県第 号
年 月 日 交付

写 真
(縦 4cm 横 3cm)

氏名

年 月 日 生

山 梨 県 印

(2頁)

本人				
性別	居住地			
男・女				
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額			第一種・第二種 知的障害者	
保護者				
氏名	本人との関係	職業	電話	
住所				

(3頁～6頁)

判定の記録		
障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害者手帳 級)	
	判定年月日	
	再判定時期	
	判定機関	印
判定の記録		
障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害者手帳 級)	
	判定年月日	
	再判定時期	
	判定機関	印

(7頁～9頁)

予 備 欄

(8頁)

注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切にお持ちください。
- 2 この手帳の交付を受けた者は、各種の助成や優遇措置などが受けられます。詳しくはお住まいの市町村に問い合わせてください。
- 3 この手帳の判定欄の記号は、障害の程度を示すもので、「A」を含む記号の判定は重度、「B」を含む記号はそれ以外を意味します。
- 4 手帳を使えなくなることがありますので、判定の記録欄に記載された再判定時期までに再判定を受けてください。

第3号様式（第6条関係）

療育手帳再判定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

障害程度の再判定を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第6条第2項の規定により申請します。

手帳番号				再判定時期	年 月	
本人	フリガナ 氏名			居住地	(電話番号 - -)	
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	職業	
保護者	フリガナ 氏名			住所	(電話番号 - -)	
	生年月日	年 月 日	本人との関係		職業	

第4号様式（第7条関係）

療育手帳再交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所 氏名 印

障害程度の再交付を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第7条第1項の規定により申請します。

手帳番号				
本人	フリカゝナ 氏名		居住地	(電話番号 - -)
保護者	フリカゝナ 氏名		住所	(電話番号 - -)
再交付の理由		破れた ・ 汚れた ・ 失った		

第5号様式（第8条関係）

療育手帳記載事項変更届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所 氏名 印

療育手帳の記載事項に変更が生じたので、山梨県療育手帳交付規則第8条第1項の規定により届け出ます。

手帳番号						
本	居住地	新	(電話番号 - -)			
		旧	(電話番号 - -)			
人	フリカ、ナ氏名	新				
		旧				
保	住所	新	(電話番号 - -)			
		旧	(電話番号 - -)			
護 者	氏名等		フリカ、ナ氏名	性別	生年月日	本人との関係
		新				
		旧				

山梨県規則第三十号

山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
 山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に改める。

第一条を次のように改める。

（利用手続等）

第二条 条例第三条第一項各号に該当する者（以下「青少年等」という。）の確認は、個人での利用にあつては身分証明書その他これに類するものにより、団体での利用にあつては団体等利用申込書（第一号様式）により行うものとする。

2 青少年等以外の団体の山梨県立青少年センター（以下「センター」という。）の利用の申込みについては、前項の団体等利用申込書により行うものとする。

第三条第一項中「別表一」を「別表第二号の表」に改め、「い。」の下に「若しくは」を加え、「前条第二項に定める」を「前条第一項の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の予約は、センターを利用しようとする日の十二月前（青少年等以外のものにあつては、六月前）から行うことができる。

第四条中「第五条に定める」を「次条第一項の」に改める。

第五条の見出しを「利用券等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の回数券は、青少年及びその指導者が体育施設を利用する場合に、十回分の使用料をもつて十一回の利用ができるものとする。

第一号様式中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に

利用人員	名	宿泊人員	延人員	名	を	利
用区分及び 用人員	青少年等 人 その他	人	実人員 延人員	人	に改める。	

第一号様式中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に、「勤労青年」を「青少年等」に改める。
 第二号様式の二中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に、「一般」を「青少年等以外」に改める。
 第二号様式の三及び第三号様式中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に改める。

附則

（施行期日）
 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
 2 この規則による改正前の山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の規定により行われた予約及び旧規則第五条の規定により発行した回数券は、この規則による改正後の山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定により行われた予約及び新規則第五条の規定により発行した回数券とみなす。

（山梨県立青少年会館設置及び管理条例施行規則の廃止）
 3 山梨県立青少年会館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県規則第二十二号）は、廃止する。

山梨県規則第三十一号
 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

製人員	名	
-----	---	--

山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。
 第二条中「及び別館」を「、別館、北別館、第一南別館、第二南別館、東別館及び県民情報プラザ」に改める。
 第十一条の表を次のように改める。

出入口等の別	開扉時刻	閉扉時刻
県庁舎の本館 正面出入口 北一階出入口 北地階出入口	午前八時	午後五時四十五分
県庁舎の本館 北一階通用口	午前六時	午後十二時
県庁舎の別館 正面出入口 東出入口 西出入口 北出入口	午前八時	午後五時四十五分
県庁舎の北別館 正面出入口 中央出入口 東四階出入口 東五階出入口	午前八時	午後五時四十五分
県庁舎の第一南別館 北出入口	午前八時	午後五時四十五分
県庁舎の第二南別館 南出入口	午前八時	午後五時四十五分

県庁舎の東別館 正面出入口	午前八時	午後五時四十五分
県庁舎の県民情報プラザ 北西出入口 西出入口 南西出入口 南出入口	午前八時三十分	午後九時
県庁舎の県民情報プラザ 北二階出入口	午前八時	午後九時
県議会議事堂 正面出入口 南出入口	午前八時	午後五時四十五分
正門	午前八時	午後六時
西門	午前八時	午後八時

附 則
 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
 山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。
 第九条第二項中「各号の」の下に「いずれかに該当する」を加え、「二万四千百円」

を「二百四十円」に、「二百五十円」を「二百五十円」に改め、同条第三項中「二百五十円」を「二百五十円」に改め。

第一項様式「ロ 同条同項第3号 ハ 同条同項第4号 ニ 同条同項第4号の2 ホ 同条同項第5号 ヘ 同条同項第6号 ト 同条同項第7号 チ 同条同項第7号の2 リ 同条同項第8号 ヲ 同条同項第8号の2 ル 同条同項第12号 ヲ 同条第3項 ク 同規則附則第2条第1項第2号 カ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第5条第1項 ㉓ 廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第17条第1項又は雇用対策法施行規則附則第12条第1項 ヲ 雇用保険法第13条及び同法第39条第1項 シ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第17条第1項、及び同法第3号 ハ 同項第4号 ニ 同項第4号の2 ホ 同項第5号 ヘ 同項第6号 ト 同項第7号 チ 同項第7号の2 リ 同項第8号 ヲ 同項第8号の2 ル 同項第8号の3 ヲ 同項第12号 ク 同条第3項 カ 同規則附則第2条第1項第2号 ㉓ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第5条第1項 ヲ 旧特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第17条第1項又は雇用対策法施行規則附則第12条第1項 シ 雇用保険法第13条及び第39条第1項 ヲ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第17条第1項」に改め。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項及び第三項の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十三号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の区域及び規模を定める規則（平成五年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。
題名中「第三条第三項ただし書及び」を削る。

本則中「第六十六号（第三条第三項ただし書及び）」を「第二百八十四号」に改め、本則の表中「韮崎市」を「韮崎市 南アルプス市」に、「田富町 八田村 白根町 若草町 檜形町 甲西町」を「田富町」に改める。

附則
(施行期日)
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定により届出がされている土地については、この規則による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の区域及び規模を定める規則（以下「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則の表中「韮崎市」とあるのは「韮崎市 南アルプス市」と、「田富町 八田村 白根町 若草町 檜形町 甲西町」とあるのは「田富町」と改め。

山梨県規則第三十四号

平成十三年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
平成十三年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則を廃止する規則

平成十三年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則（平成四年山梨県規則第五十一号）は、廃止する。

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十五号

平成十三年度市町村分に係る地方特例交付金の額の算定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
平成十三年度市町村分に係る地方特例交付金の額の算定に関する規則を廃止する規則

平成十三年度市町村分に係る地方特例交付金の額の算定に関する規則（平成十一年山梨県規則第五十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番